

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月19日

奈良県公安委員会

委員長 中 村 憲 児

## 奈良県公安委員会規則第1号

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則

奈良県警察組織規則（昭和43年6月奈良県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第10条中「子供・女性・高齢者安全対策課」を「人身安全対策課」に改める。

第11条の2（見出しを含む。）中「子供・女性・高齢者安全対策課」を「人身安全対策課」に改める。

別表第1生活環境課サイバー犯罪対策室の項の次に次のように加える。

刑事企画課捜査支援室	第16条の2第4号及び第6号から第8号までに掲げる事務
------------	-----------------------------

## 附 則

この規則は、平成28年2月26日から施行する。